

様式第3 (第52条関係)

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

令和〇年4月20日

大阪府知事 殿

記入例

実績なしは、「0」を記入して下さい。
(記入漏れと区別するため)

(郵便番号) 559-8555
 住 所 大阪市住之江区南港北 1-14-16
 株式会社大阪
 氏 名 代表取締役 大阪 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 06-6210-9570
 登録番号 知事(登一回)第 0000 号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第4次のおり報告します。

封筒の宛名の下に記載している番号(大阪府の登録番号)

CFC (HCFC・HFCについても同様です。)						
	(1) エアコン デিশヨナー		(2) 冷蔵機器及び		(3) 合計	
	設置	設置以外			備	廃棄等
CFCを充填した第一種 特定製品の台数	2台	1台				
① 充填した量	12kg	0kg				5kg
	(1) エアコン デিশヨナー		(2) 冷蔵機器及び		(3) 合計	
	整備				備	廃棄等
CFCを回収した第一種 特定製品の台数	1台				6台	20台
② 回収した量	0kg	100kg	10kg	200kg	10kg	300kg
③ 年度当初に保管していた量					20kg	0kg
④ 第一種フロン類再生業者による回収					0kg	0kg
⑤ フロン類破壊業者による回収					20kg	150kg
⑥ 法第50条第1項ただし書の規定による回収					0kg	10kg
⑦ 第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0kg	140kg
⑧ 年度末に保管していた量					10kg	0kg

整備のために、一旦回収したフロン類を同一機器に再充填する場合は、
 充填台数：1台
 充填量：0kg と記入

整備のために、一旦回収したフロン類を同一機器に再充填する場合は、
 回収台数：1台
 回収量：0kg と記入

③には、昨年度の報告書の「年度末に保管していた量」の欄に記載した量を記入

⑥には、回収したフロン類を、自ら再生・分析し、別の第一種特定製品に充填した量を記入

(裏面) 様式の裏面にも記入箇所があります。

	(1) エアコン デিশヨナー	(2) 冷蔵機器及び 冷凍機器	(3) 合計
法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	1台	0台	1台

廃棄等実施者から、第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を依頼され、確認作業の結果、充填されていないことを確認した台数を記載。
 ※フロン類を回収した第一種特定製品の台数の合計ではありません。
 ※回収依頼による回収作業の結果、回収量がゼロだった台数は、この欄に記載せず、回収した第一種特定製品の台数に計上すること。

提出前の確認事項、よくある質問は裏面参照

提出前の確認事項

CFCで例を示しております。 HCFC、HFCも確認事項は同様です。

CFC	(1) エアコン ディショナー		(2) 冷蔵機器及び 冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種 特定製品の台数	2台	1台	1台	1台	3台	2台
① 充填した量	12kg	0kg	0kg	0.5kg	12kg	0.5kg
CFCを回収した第一種 特定製品の台数	5台	10台	1台	10台	6台	20台
② 回収した量	10kg	100kg	0kg	200kg	10kg	300kg
③ 年度当初に保管していた量					20kg	0kg
④ 第一種フロン類再生業 者に引き渡した量					0kg	0kg
⑤ フロン類破壊業者に引 き渡した量					20kg	150kg
⑥ 法第50条第1項た だの量					0kg	10kg
⑦ 第49条第1号に規定 する者の保有量					0kg	140kg
⑧ 年度末に保管していた量					10kg	0kg

設置、設置以外ともに、
(1)エアコン+(2)冷蔵機器=(3)合計
となっているか。

整備、廃棄等ともに、
・(CFC) ②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧
・(HCFC) ⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯
・(HFC) ⑱+⑲=⑳+㉑+㉒+㉓+㉔
となっているか。

「0」も記入しているか。

よくある質問

Q：フロン類の種類と主な冷媒番号を教えてください

A：	フロン類の種類	CFC	HCFC	HFC
	冷媒番号 (主なもの)	R-11、R-12 R-502	R-22	R-32、R-134a、R-404A R-407C、R-407E、R-410A

Q：大阪府が認定する、第49条第1号(旧第7条)に規定する者を教えてください。

A：京立商事株式会社、ダイソーブレン株式会社、株式会社クリーンセンター^{※1}、
技研サービス株式会社大阪営業所^{※2}、大和熔材株式会社富田林工場、
イビデンケミカル株式会社ガス事業部高石事業所、中京フロン株式会社大阪工場^{※2}、
株式会社FUSO大阪営業所 (計8事業所)

※1：再生業・破壊業の許可も有している。 ※2：再生業の許可も有している。

Q：一度回収したフロンを、同一機器に再充填した場合の集計方法を教えてください。

A：【充填】「設置以外」の欄に、1台・5kg (追加充填量の5kgのみ記入)
【回収】「整備」の欄に、1台・0kg (回収後に処分したフロンの量は0kg)
として集計してください。

例

